## 感染症について

感染症にかかったら保育園に報告するとともに、医師の許可をいただくまでお休みさせてください。

◎医師が記入した登園許可証書が必要な感染症は・・・



(第2・3種の伝染病になります。)

- ・麻疹(はしか)・インフルエンザ・風疹・水痘(水ぼうそう)
- |・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・咽頭結膜熱(プール熱)
- ・流行性角結膜炎(はやり目)・百日ぜき・結核
- ・腸管出血性大腸菌感染症(0-157 など)

- ◎医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症
- ・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病
- ・伝染性紅斑(りんご病)・感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・ウィルス性など)・ヘルパンギーナ・RSウィルス・帯状疱疹(ヘルペス)
  - ・突発性発疹・とびひ(覆えない部位)

感染症の詳しい症状は『園のしおり』を確認してください。 保育園は集団生活の場となります。ご協力のほどおねがいいたし ます。